

埼玉県人権教育実施方針  
(第2次改定)

埼玉県教育委員会



## 挨拶

平成27年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、SDGsでは、17のゴール及び169のターゲットが定められており、人権分野は、17のゴールの多くに関連しています。

この「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、一人一人が人権について正しい認識をもち、それらの認識が日常生活の中での態度や行動に確実に根付くようになることが大切であり、人権教育の重要性はますます高まっています。

埼玉県教育委員会では、埼玉県教育振興基本計画の施策に「人権を尊重した教育の推進」を位置付け、人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解促進、人権感覚の育成などに取り組んでいます。

この「埼玉県人権教育実施方針」は、学校等、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培うため、各実施主体が取り組むべき人権教育の施策の方向性を示す内容となっています。このたび、人権に関する県民の意識や社会情勢の変化等を踏まえ、実施方針の第2次改定を行うこととしました。

学校等におかれましては、人権尊重の精神に立った学校づくりや学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進に、本実施方針を活用してくださるようお願いいたします。また、市町村教育委員会におかれましては、本実施方針を参考にして、地域の実態に応じた人権教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、本実施方針の改定に当たり貴重な御意見をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和4年3月

埼玉県教育委員会教育長

高田直芳

---

---

## 目 次

---

---

I	第2次改定に当たって	1
1	改定の趣旨	1
2	実施方針の性格	1
II	人権教育の基本的な方針とその考え方	2
1	人権教育の基本的な方針	2
2	基本的な方針の考え方	3
III	学校等における人権教育	7
1	人権教育実施体制の確立	7
2	人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成	8
3	指導内容・指導方法の工夫・改善と「人権感覚育成プログラム」の活用	9
4	教育相談体制の充実	11
5	教職員の研修の実施	11
6	学校等、家庭、地域社会相互の連携	12
IV	家庭、地域社会における人権教育	13
1	生涯学習の視点に立った人権教育の実施	13
2	人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実	14
3	人権教育を推進するための指導者の養成	14
4	地域に根ざした人権教育の実施	15
V	各人権課題に対する取組	16
1	女性	17
2	子供	18
3	高齢者	19
4	障害のある人	20
5	同和問題（部落差別）	21
6	外国人	22
7	H I V感染者等	22
8	犯罪被害者やその家族	24
9	アイヌの人々	24
10	インターネットによる人権侵害	25
11	北朝鮮当局による拉致問題	26
12	災害時における人権への配慮	27
13	性的指向・性自認	28
14	様々な人権問題	29
VI	資料	31
1	埼玉県人権施策推進指針（令和4年3月）抜粋	31
2	用語解説	33

---

# I 第2次改定に当たって

## 1 改定の趣旨

本県では、県が進める人権施策の基本的な考え方や県の人権施策の推進方向を示した「埼玉県人権施策推進指針」（以下「人権指針」という。）を平成14年3月に策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んできた。

平成24年3月には、インターネット上での名誉棄損、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題へ対応するため、人権指針の第1次改定を行った。

県教育委員会では、この人権指針の教育の分野に基づき、学校、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するため、平成15年3月に「埼玉県人権教育推進プラン」を、平成25年2月には、これを改定した「埼玉県人権教育実施方針」（以下「実施方針」という。）を策定し、人権教育の推進に取り組んできた。

しかし、女性、子供、高齢者等に対する虐待相談は依然増加傾向にあり、また、スマートフォンの急速な普及により、ソーシャルネットワーキングサービス\*（SNS）による人権侵害やLGBTQ\*の人権問題など、人権を取り巻く情勢は、ますます複雑化・多様化している。このような状況を受け、人権に関する様々な法律や条例が制定・施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいる。

このたび、県では、第1次改定人権指針の目標年次を迎えたことから、これまでの取組の成果等を踏まえるとともに、第1次改定後に制定された法令や計画との整合を図り、さらに新たな人権課題へも的確に対応するため、人権指針の第2次改定を行った。

県教育委員会においても、この人権指針の第2次改定を踏まえるとともに、学習指導要領\*の改訂をはじめとする学校教育における変化との整合を図り、「性的指向\*・性自認\*」などの新たな人権課題に対応するため、実施方針の第2次改定を行うこととした。

改定した実施方針は、人権教育が長期的視点に立ち継続的に取り組んでいくべきものであることから、令和4年度から概ね10年間を見通して策定したものである。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 2 実施方針の性格

- (1) 人権指針のうち、県教育委員会、市町村教育委員会、学校等が取り組むべき人権教育の施策や人権教育実施の方向性を示すものである。
- (2) 埼玉県教育振興基本計画\*を踏まえたものである。

## Ⅱ 人権教育の基本的な方針とその考え方

### 1 人権教育の基本的な方針

※  
人権指針では、様々な人権問題の解決を目指し、学校等、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進するための基本的な四つの方針を定めた。

1 県民が主体となる人権教育

2 生涯を通じた人権教育

3 人権感覚を培う人権教育

4 共生の心を醸成する人権教育

この人権教育の基本的な方針に基づき、県教育委員会、市町村教育委員会、学校等において人権教育を実施する上で留意する考え方を「基本的な方針の考え方」として以下に示す。

---

※1 人権を尊重する心と態度を育てるには、幼児期の教育が重要な役割を担っていることから、人権教育実施の関係機関として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校\*、高等学校、中等教育学校\*、特別支援学校に、保育所、認定こども園を含めるため、「学校等」とする。

※2 この方針において、「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程をそれぞれ含むものとする。

## 2 基本的な方針の考え方

### 1 県民が主体となる人権教育

#### (1) 基本的な方針

県民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進する。

#### (2) 基本的な方針の考え方

##### ア 人権尊重の理念についての理解促進

- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという人権尊重の理念についての理解を図る。
- あらゆる場を通じて人権教育を行い、機会の平等が保障され、人権が尊重される社会を確立する大切さについての理解を図る。

##### イ 人権問題の正しい理解促進

- 憲法、人権関係国際文書等における人権の概念及び人権が持つ価値についての理解を図る。
- より身近な事例に基づき、様々な人権問題についての理解を図る。

##### ウ 主体的な取組の推進

- 一人一人の個性を伸ばす学習活動の充実を図る。
- 自ら考え、主体的に判断する力や実践力を育成するため、参加体験型学習を推進する。

##### エ 学習環境の整備

- 学習者の興味・関心、実態等に応じた弾力的な学習計画を作成する。
- 学習者の人権を尊重する視点に立って学習環境を整備する。
- 地域の実態に応じた多様な学習や交流事業の実施、教材の作成等を推進する。

## 2 生涯を通じた人権教育

### (1) 基本的な方針

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校等、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、県民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進する。

### (2) 基本的な方針の考え方

#### ア 生涯学習の視点に立った学習の充実

- 誰一人取り残されることなく、生涯にわたり必要な学習ができるよう、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした学習内容や学習方法の充実を図る。
- 学習者自身の身近な生活と結び付く、実態に応じた学習計画を作成するとともに、ライフスタイルに応じたあらゆる場や機会を通じて人権教育を行う。

#### イ 家庭教育の充実

- 家族愛や親子のふれあい、家庭における人権教育の大切さについての理解を図る。
- 子供の権利の保障や尊重についての理解を図る。

#### ウ 地域に根差した人権教育の充実

- 地域住民の人権意識を高める学習機会の提供や、参加・交流を促進する事業の実施など、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図る。
- 学習の成果を地域での活動に生かすような工夫や、学びの場を通じた住民相互のつながりづくり・地域づくりを意識して取り組む。

#### エ 学校等、家庭、地域社会相互の連携・協働

- 地域の実態等に応じて、学校等、家庭、地域社会のそれぞれが、互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り人権教育に取り組む。
- 人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとして取り組む。



## 3 人権感覚を培う人権教育

### (1) 基本的な方針

県民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚\*を身に付けた県民の育成を図る人権教育を推進する。

### (2) 基本的な方針の考え方

#### ア 学習者の主体的な参加を促す参加体験型学習\*の実施

- 体験活動や参加体験型の活動の中で、学習者が自分で考え、感じ、行動することを通して、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くよう学習機会の充実を図る。
- 人格が形成される早い時期から、人権感覚の育成を図る。
- 学習者の実態に応じて参加体験型学習を系統的に展開し、継続的に行う。

#### イ 「人権感覚育成プログラム\*」の活用

- 「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施し、学習者が自らの課題の発見と解決に向けて、主体的・対話的に学ぶ学習活動の充実を図り、豊かな人権感覚を育成する。
- 人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点（人間の尊厳・価値の尊重、生命尊重、自己尊重の感情、共感と連帯感、公平・公正、多様性の尊重・共生、コミュニケーション能力、権利と責任、参加・参画）を意識し、学習者の実態に応じて計画的、系統的にプログラムを実施する。

#### ウ 実践力の育成

- 知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させるとともに、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成する。

## 4 共生の心を醸成する人権教育

### (1) 基本的な方針

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会\*を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進する。

### (2) 基本的な方針の考え方

#### ア 共生社会の理解促進

- 共生社会実現のためには、互いの人権を尊重し合うことが大切であるという  
ことへの理解を図る。
- 自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う責任への自  
覚を促すとともに、自ら選択した行動の結果には、社会的責任が伴うことにつ  
いての理解を図る。

#### イ 多様性を尊重する態度の育成

- 人々の文化、生き方、価値観などには多様性があることについての理解を図  
る。
- 互いの違いを認め、それを尊重しつつ共に生きようとする心や態度を育てる。

#### ウ 自他の人権を守ろうとする人権意識の向上

- 自他の人権についての正しい理解と、その権利の保障に関して意見を表明す  
ることの重要性の理解を図る。
- 自他の人権を守り、人権侵害を予防・解決するために必要な実践力の向上を  
図る。

#### エ 望ましい人間関係の構築

- 自分の気持ちや考えを様々な方法を用いて率直、誠実かつ適切に他者に伝え  
ることの大切さについての理解を図る。
- 他者の気持ちや考えを共感しながら受け止め、その立場や心情を踏まえ、積  
極的に人間関係を築き協力して物事に取り組もうとする心や態度を育てる。

#### オ 社会参加への促進

- よりよい社会の実現を目指し、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に  
参画しようとする心や態度を育てるとともに、その機会の充実を図る。

### Ⅲ 学校等における人権教育

学校等における人権教育は、各教科や特別の教科 道徳（以下「道徳科」という。）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、全教育活動を通じて行う。

そこで、県教育委員会では、学校等における人権教育のねらいと推進方策を定め、これを踏まえ、各学校等において人権教育を具体的に実施する。

#### 学校等における人権教育のねらい

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子供を育成する。

#### 1 人権教育実施体制の確立

##### (1) 人権教育目標の設定

人権教育目標の設定に当たっては、教育目標との関連を図るとともに、人権教育が目指す子供像を明らかにし、教育活動に位置付ける。

その際、次の点に留意する。

- 幼児、児童生徒、保護者、地域住民の人権に関する実態を把握する
- 関係法令、国、県、市町村の人権教育施策等を踏まえる。

##### (2) 校内等の実施体制の充実

人権教育が成り立つ基盤は、一人一人の存在が認められ大切にされることである。教職員が人権尊重の理念について十分理解するとともに、子供が自らの大切さを認められているという実感をもてるよう、学校（園）生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進める。

また、人権教育実施のための全体計画の作成をはじめ、内容に関わる企画・調整、人権教育の具体的な進め方及び教職員研修の企画・立案等を組織的に検討する。

- 学習や生活の基盤として、教職員と子供との信頼関係及び子供相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級（ホームルーム）経営の充実を図る。
- 子供の発達段階に応じて、全教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切に教育を推進するための学習環境を整備する。
- 一人一人の子供を尊重するという点において、人権教育と生徒指導は密接な関係があることを認識するとともに、人権教育の取組がより大きな効果を上げるように、積極的な生徒指導の取組と連携を図りながら進める。

##### (3) 研究の推進

研究の推進に当たっては、幅広い観点から実践的な研究を行い、組織的に推進することで子供の変容を促す指導内容・指導方法の工夫や改善を図る。

組織の在り方については、学校等の実態に応じて工夫し、全ての教職員が関わり、指導内容・指導方法を共有する。

## 2 人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成

### (1) 人権教育上の視点の設定

人権教育を実施するための効果的な手法として、「法の下での平等」「個人の尊重」という人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがある。学校等においては、それらの取組について、身に付けさせたい知識・技能・態度を人権教育上の視点として定め、人権教育の実施に生かしていく。

＜人権教育を通じて育てたい資質・能力＞

○ 人権についての知識・理解（知識的側面）

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識。人権に関する知的理解に深く関わるもの。

○ 行動に結びつけるための価値・態度（価値的・態度的側面）

人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるための価値や態度。人権感覚に深く関わるもの。

○ 行動に結びつけるための技能（技能的側面）

人権の本質やその重要性を客観的な知識として身に付けるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受け止め、実践行動に結びつけるための諸技能。人権感覚に深く関わるもの。

### (2) 全体計画の作成

子供及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成する。

○ 人権教育目標や実施の方針、重点課題等を設定する。

○ 学校等や地域の特色を生かした取組、ボランティア活動、社会体験、自然体験等の体験活動の充実や様々な人との交流活動の在り方を示し、子供の発達段階に応じた人権教育を実施する。

○ お互いの個性を認め合う心、他者を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心等の豊かな人間性の育成に重点を置く。

○ 同和問題については、人権課題の中に位置付け、心理的差別の解消に視点を当てる。

### (3) 年間指導計画の作成

年間指導計画の作成に当たっては、人権教育の視点を明確に位置付け、年間を通じて計画的に実施する。

○ 子供及び地域の実態に基づき、目標や視点を明確にした人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、全教職員の共通理解を図るなど、学校（園）全体の組織的な取組を進める。

○ 各教科、道徳科、特別活動、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間のねらいとの関連を図る。

- 人権感覚育成のための9つの視点（人間の尊厳・価値の尊重、生命尊重、自己尊重の感情、共感と連帯感、公平・公正、多様性の尊重・共生、コミュニケーション能力、権利と責任、参加・参画）を明確に位置付ける。

### 3 指導内容・指導方法の工夫・改善と「人権感覚育成プログラム」の活用

#### (1) 発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善

発達段階に応じ、人権の意義・内容や「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に対する理解を深め、基本的人権を尊重し様々な人権問題を主体的に解決しようとする子供の育成を目指す。

- 子供の発達段階に応じた、実践的・先進的な研究を行うとともに、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習等、主体的・対話的で深い学びを意識した指導内容・指導方法について工夫・改善する。
- 「埼玉県版人権学習に係る質問紙\*」を活用するなど、子供の人権感覚育成状況を客観的に把握することにより指導方法等の改善を図る。

なお、発達段階ごとに身に付けさせたい資質・能力や態度は、以下のとおりである。

#### 身に付けさせたい資質・能力や態度

##### <幼稚園、保育所、認定こども園>

幼稚園や保育所、認定こども園では、遊びを通して豊かな心を育成する。遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にできる感情とともに他の人も思いやることのできるなどの豊かな人間性の基礎を養う。その際、幼児に身に付けさせたい内容として、子育ての目安「3つのめばえ」\*の活用を図る。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が、幼児の豊かな人権感覚を養うことに配慮する。

##### <小学校>

小学校においては、全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成する。そのためには、児童一人一人が、主体的に活動する態度や自ら学び、自ら考える力を育成し、お互いの個性を認め合う心、相手の立場に立って他者を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を養う。

また、インターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図る。

##### <中学校>

中学校においては、小学校教育の基盤の上に立って、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しようとする積極的な態度を養う。さらに、社会の中に存在する具体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度

を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

#### <高等学校>

高等学校においては、人間としての在り方生き方についての考えを深め、自立心や自律性を高めて規律ある生活をし、生命を尊重する心を育てる。また、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度や、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度などを養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

#### <特別支援学校>

特別支援学校においては、子供一人一人の障害の状態及び特性等に応じ、具体的な指導目標や指導内容により、きめ細かな指導を行い、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し認めることができる豊かな心を育成する。また、多様な人々との関わりから、人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

さらに、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

### (2) 「人権感覚育成プログラム」の活用

「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を取り入れ、主体的・対話的で深い学びにつながる学習活動の充実を図り、子供の豊かな人権感覚を育成する。

- 自分の頭と心と身体を使って、実践的・能動的に学習することが重要であるため、「協力的」、「参加的」及び「体験的」な学習活動となるよう、指導方法の工夫・改善を図る。
- 子供にどのような変容を促すのかを明確にするとともに、子供の意識の流れに沿ってプログラムを構成し、学習活動を展開する。
- 教師は、自らも学びつつ、子供の学習を盛り上げ、促進し、手助けをする、ファシリテーターの役割を担う。

### (3) 体験的な活動の推進

人権教育を実施する上で、学校間の連携や交流を図るとともに、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実や様々な人との交流活動を積極的に取り入れ、お互いを正しく理解し、共に支え合う態度を育てる。

- 学習を通し、共に支え合う社会を実現するために、個人や地域社会がどのような役割を果たし、つながっているのかを理解し、地域の関係機関と連携するなど体験的な学習活動を充実させる。

#### (4) 関係諸機関との連携・協力

人権教育に係る諸機関の協力を得て、多様な学習活動を行うことは、子供の人権感覚の育成に大きな効果を上げることが期待できることから、各人権課題に係る様々な機関や団体、公益法人、企業やNPO等と積極的に連携し、人権教育の一層の充実を図る。

#### (5) 校種間の協力と連携

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てる。特に、幼児期の教育については人格の基礎を培う重要な役割を担っていることを踏まえ、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校及び特別支援学校との一層の連携と指導の工夫を図る。

#### (6) 道徳教育の充実

道徳教育の全体計画と道徳科の年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置付け、子供の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実させる。

また、本県の特徴を生かした「彩の国の道徳」\*等の教材を活用し、人権教育を実施する。

#### (7) 総合的な学習（探究）の時間の活用

地域の人々の協力を得る、地域の学習機関や学習環境を積極的に活用するなど、多様な学習形態、指導体制の工夫を行い、人権教育を実施する。

#### (8) 人権教育に関する学習教材の整備

人権問題に関する教材を選定・開発し、必要に応じて継続的に増補・改定し、人権教育に関する学習教材の整備を行う。

- 子供の主体的な学習が促されるよう、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の学習形態や手法等を取り入れる教材の選定・開発を行う。
- 子供が、身近な人権問題の中にある偏見や差別の不合理性に気付くとともに、様々な人権問題を分かりやすく学べる教材の選定・開発を行う。

### 4 教育相談体制の充実

#### (1) 研修を生かした教育相談体制の充実

総合教育センターや教育委員会で行われる生徒指導・教育相談研修会の修了者が各学校等において中心となり、子供の悩みや不安等を解消するために、学校教育相談体制の充実を図る。

#### (2) 専門職を活用した教育相談体制の充実

学校が組織として、子供の実情や課題に応じた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー\*等を配置し、教育相談体制の充実に努める。

### (3) 関係機関との連携の強化

スクールソーシャルワーカー等とともに専門的な指導・援助が得られる関係機関との連携に努める。特に子供の健全育成、人権課題の解決に関しては、関係機関との連携を強化するとともに教育相談以外の関係機関との連絡も強化する。

## 5 教職員の研修の実施

### (1) 計画的、継続的な研修の実施

人権教育の一層の改善・充実を図るため、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図れるような研修を計画的、継続的に実施する。

- 人権及び人権問題の正しい理解を図り、人権課題の解決に向けて意識を高める。
- 自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付ける。

### (2) 指導力を高める研修の実施

人権教育を効果的に実施するために、教職員の指導力を高める研修を実施する。

- 事例研修会、授業研究会、研修報告会等を計画的に実施する。
- 人権課題ごとの指導者を招き、個別の人権課題についての理解を深める研修を実施する。
- 「人権感覚育成プログラム」の学校での活用を推進するための研修を実施する。

## 6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

### (1) P T A活動等への位置付け

学校等や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深める。

「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習をP T A活動等に計画的に位置付けて実施することで、保護者等の人権感覚の育成を図る。

### (2) 家庭との連携

家族愛や親子のふれあいの大切さを呼び掛けるとともに、積極的に情報を提供して相談の機会を設けたり、「家庭用『彩の国の道徳』」等の資料の活用を呼び掛けたりして、学校等と家庭との連携を密にする。

### (3) 幼児期の教育・小学校教育相互の連携

家庭の中で育てられた思いやりの心や生命を尊重する心等を更に育むために、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校及び特別支援学校が連携を深める。

### (4) 社会に開かれた学校等としての役割

学校と家庭や地域社会が目標を共有し、連携・協働した取組を推進することを通して、地域住民の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫を行う。

- 自校の人権教育のねらいや実施内容、方法等について、家庭や地域の人々に学校便り等で通知するなど、理解と啓発を進める。



## IV 家庭、地域社会における人権教育

家庭、地域社会における人権教育は、教育委員会や公民館等の社会教育施設が中心となって、地域住民の人権尊重の意識を高めるため、地域や学習者の実態等に応じた多様な教育活動を展開していくことを通して行う。

そこで、県教育委員会では、家庭、地域社会における人権教育のねらいと推進方策を定め、これを踏まえ、県や市町村において、地域の実態に応じた人権教育を具体的に実施する。

### 家庭、地域社会における人権教育のねらい

県民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、互いに人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に努める。

#### 1 生涯学習の視点に立った人権教育の実施

##### (1) 継続的な人権教育の実施

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とし、生涯学習の視点に立って、それぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を継続的に展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行う。

##### (2) 学習機会の提供・充実

広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、公民館等の社会教育施設等を中心として、学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会の提供・充実を図る。

その際、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚が身に付くような内容とする。

- 核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化を考慮し、学習者が主体的に参加できる機会の充実を図る。
- 地域住民の自主的な活動やPTA等の活動と連携を図る。
- 身近な人権課題や地域の実態に合わせた人権課題等を取り上げ、幅広い学習者に対応できるように工夫する。

##### (3) 参加体験型学習の実施

学習者が体験的な活動を組み入れた学習に主体的に取り組むことを通じて、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けられるようにする。

- 「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の充実を図る。
- 学習者自身がお互いの気付きや考えを共有しながら学習活動に参加できるような内容とする。
- 講義形式の学習に加え、ディベート、ロールプレイ\*、フィールドワーク\*等の学習を効果的に組み合わせて実施する。

#### (4) ボランティア活動など体験活動の充実

学校教育との連携を図りつつ、子供の社会性や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の充実を図る。また、そのための環境整備を図る。

#### (5) 指導内容・指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践行動に結び付くよう、人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善を図る。

#### (6) 学習教材の開発・提供

様々な人権問題を理解し、自分自身の課題として捉え、人権課題解決のために行動ができるような学習教材の開発・提供を行う。

### 2 人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実

#### (1) 家庭教育の重要性の認識

家庭教育の充実を図り、人権教育の基盤を作る。

- 家庭は、子供の成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、思いやりや豊かな心、生命を大切に作る心、人権を尊重する態度等の基礎を育む場でもあることの認識を持てるようにする。
- 家庭における子供の権利の保障や尊重についての理解を図れるようにする。

#### (2) 学習機会の提供・充実

豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図る。

- 親子のふれあいを深めることができる体験活動や子育てに関する学習機会の充実を図る。
- 多様な地域活動を展開することにより、子育ての問題など身近な問題について相談や情報交換が行える地域コミュニティづくりの支援・充実を図る。

### 3 人権教育を推進するための指導者の養成

#### (1) 様々な人権課題に対応できる指導者の養成

人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するために、個別の人権課題について幅広い識見を持つ指導者を養成する。また、学習者の価値観やニーズの多様化に合わせ、具体的な内容を系統的に組み立て、効果的な学習を実践できる指導者を養成する。

- 「人権感覚育成プログラム」を活用できる指導者を育成し、「人権感覚育成プログラム」を活用した学習の充実を図る。
- 指導者の養成及びその資質の向上を図るための研修を充実する。また、研修の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

## **(2) 地域社会において先頭に立って実施していく指導者の養成**

人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付け、地域社会において人権課題の解決に向け先頭に立って人権教育を実施していく指導者の養成と充実を図る。また、養成した指導者の活動できる場を確保する。

## **4 地域に根ざした人権教育の実施**

### **(1) 地域の実態に応じた学習の実施**

地域の実態に応じ、個別の人権課題に対応した講師を招いた研修会を実施する。「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の実施や身近な人権問題についての意見交換をするなど、創意工夫した学習を実施する。

### **(2) 学校等、家庭、地域社会相互の連携**

学校等、家庭、地域社会相互の連携は、今後一層求められることから、一人一人が大切にされる地域コミュニティづくりに向け、学校等、家庭、地域社会それぞれが持つ役割を担いつつ、お互いに連携・協働した取組を進める。

### **(3) 企業やNPO等との連携**

企業やNPO等では、人権教育や啓発、人権擁護の分野において、幅広い取組が行われている。人権教育をより一層効果的に推進していくため、これらの豊富な知識や経験を持つ企業やNPO等と積極的に連携し、学習内容の充実を図る。

## V 各人権課題に対する取組

※  
平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、各人権課題に関する取組について「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」と示されている。

そこで県教育委員会では、人権指針を踏まえ、「女性」、「子供」、「高齢者」、「障害のある人」、「同和問題（部落差別）」、「外国人」、「H I V感染者\*等」、「犯罪被害者やその家族」、「アイヌの人々」、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮当局による拉致問題」、「災害時における人権への配慮」、「性的指向・性自認」、「様々な人権問題」の解決を目指し、学校等、家庭、地域社会を通じて、人権教育を実施する。

なお、人権教育の実施に当たっては、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持つことも必要である。

---

※人権教育・啓発に関する基本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な推進を図るため、国が策定したもので、平成23年にその一部が変更されている。

## 1 女性

### (1) 現状と課題

女性の人権の確立は、昭和54年の国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されて以降、国際的に取り組まれてきた。

国内においては、「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月公布・施行）に基づき、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定された。

埼玉県では「埼玉県男女共同参画推進条例」（平成12年3月制定）に基づき「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかし、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、売買春、職場での差別的な処遇等の課題も多く残されている。さらに、夫・パートナーからの暴力(DV)やストーカー行為等の女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアにおける性・暴力表現等の女性の人権を侵害する情報が増加している。

このような女性に関する問題の背景として、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、いまだに女性に対する偏見や差別、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられ、その解消を図っていくことが強く求められている。

男女が互いを尊重し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画の実現を図っていく必要がある。

### (2) 女性に関する人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や男女の固定的な性別役割分担意識を見直し、女性の人権が尊重されるとともに、男女平等観の形成を図るため男女共同参画の視点に立った教育を推進する。

#### 学校等における推進方策

- 性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するための学習の充実を図る。
- 教育活動全体を通じて、男女平等の重要性、性別等にかかわらず個々人の相互理解と協力についての学習の充実を図る。
- 女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、創意工夫した学習機会の充実を図る。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画の意識を育む家庭教育の充実を図る。
- 男女平等についての学習や活動に対して指導・助言できる人材を養成する。

## 2 子供

### (1) 現状と課題

「児童の権利に関する条約」では、子供を権利の主体として位置付け、子供の尊厳や生存、保護、発達等の権利を保障している。「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「いじめ防止対策推進法」では、それぞれ児童虐待、いじめが人権侵害であることを明らかにし、その防止等のための対策の推進を求めている。

平成28年には「児童福祉法」の一部が改正され、子供が権利の主体であることが明確化され、さらに、令和元年には「児童虐待防止法」の一部が改正され、親権者は子供のしつけに際して体罰を加えてはならないとされた。県においても平成30年に「埼玉県虐待禁止条例」が施行されるなど、児童虐待防止対策の強化が図られている。

少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展等、子供を取り巻く社会環境が大きく変化し、子供をめぐる問題も複雑化・多様化している中、児童虐待、いじめ、体罰、有害情報の氾濫や性の商品化などの子供の権利に関する問題が発生している。

### (2) 子供に関する人権教育の推進について

子供の人権を守るために、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子供が人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した教育を推進する。特に、児童虐待、いじめ等、深刻な権利侵害に対して、福祉、保健、教育、警察等の関係機関が、家庭や地域社会と連携し、子供の権利が尊重され、守られるような取組を推進する。

#### 学校等における推進方策

- 子供の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にしたい学校等の運営や教育指導に取り組む。
- 自他の権利を尊重することの大切さや、社会の中で果たすべき義務や責任について理解を深める学習を実施する。
- 暴力行為やいじめ等の問題の解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の整備・充実に努める。
- すべての教育活動を通じて、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期対応に努める。また、校内体制を整備し、いじめが起こったときは組織的に対応する。
- 教職員による体罰などの子供の人権を侵害する行為の根絶のための研修を充実する。
- 児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応について教職員の共通理解・共通行動を図るとともに学校の組織づくりを推進する。
- 子供の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施する。
- 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実を図る。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 子育て中の親を対象とする相談体制や学習機会の充実、指導者の養成、人材活用促進等を総合的に行い、子育て支援の充実を図る。
- 子供の健やかな成長を図るため、地域の多様な人材を活用するなど、地域社会で子供を育てる環境づくりを推進する。
- 子供の権利を尊重し、保護するため、福祉、保健、教育、警察等の関係機関と家庭や地域社会とが連携できる環境づくりを推進する。

### 3 高齢者

#### (1) 現状と課題

我が国は本格的な高齢社会を迎え、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害等が懸念されている。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取等の犯罪や権利侵害が増加している。

また、高齢者を年齢などにより一律に捉えるといった誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されている。高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいと喜びを持ち、安心して生涯を送ることができる社会を構築することが課題となっている。

#### (2) 高齢者に関する人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深める教育を推進する。また、高齢者が豊富な知識や経験を生かし、役割を持って、様々な分野において活躍できる環境づくりの推進を図る。

#### 学校等における推進方策

- 高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進する。
- 優れた知識・経験等を持つ高齢者を指導者として活用する。
- 高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の福祉について関心と理解を深める学習の充実を図る。
- 子供から高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」を推進する。

## 4 障害のある人

### (1) 現状と課題

障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁がある。また、家庭内あるいは施設や医療機関での身体拘束や虐待等の問題が指摘されている。

そうしたことを踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月に施行された。

障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、障害を理由とする差別を解消するとともに障害のある人もない人も共生する社会の実現を目指すことが必要である。

### (2) 障害のある人に関する人権教育の推進について

障害のある人もない人も同様に基本的人権を享有する個人として尊重されることへの理解を深める教育を推進する。また、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導の充実を図る。

#### 学校等における推進方策

- 障害のある人に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進する。
- 特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の障害の状態、能力及び特性等に応じた指導を充実する。
- 障害のある人に対する理解と認識を促進するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校において、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を実施する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を促進する学習を推進する。
- 障害のある人に対する理解や福祉の問題等への理解を深める学習の充実を図る。



## 5 同和問題（部落差別）

### (1) 現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題である。

昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、国や県、市町村では、同和地区における生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実等に積極的に取り組んできた。その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別の解消はほぼ達成された。

しかし、心理的差別については、教育や啓発による同和問題に対する正しい理解の深まりから着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残っている。

近年では、インターネット上に悪質な書き込みや同和地区の所在地情報を流布するなどの問題が発生している。

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28年には、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行された。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法の評価を踏まえて、引き続き同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、人権教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要である。

### (2) 同和問題（部落差別）に関する人権教育の推進について

部落差別解消推進法の理念を踏まえ、同和問題を人権教育の重要な課題の一つに位置付け、心理的差別の解消に向け、同和問題に関する正しい理解を深める教育を推進する。

#### 学校等における推進方策

- 子供及び地域の実態を把握し、心理的差別の解消を図る学習を推進する。
- 子供の発達段階に応じて、同和問題に関する正しい知識を身に付けさせる。
- 同和問題を正しく認識し、偏見や差別をなくそうとする態度を育成する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 心理的差別の解消に向けて、県民の意識が高まるような参加体験型の学習を推進し、豊かな人権感覚を育成する。
- 学校、関係機関及び社会教育関係団体等との連携を密にし、地域ぐるみで同和問題をはじめとする人権教育を推進する。

## 6 外国人

### (1) 現状と課題

本県における在留外国人数は、令和3年6月末現在、198,548人と、県人口の約2.7%を占めている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動である「ヘイトスピーチ」が大きな社会的問題となっており、こうした言動の解消に向けた取組を推進するため、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行された。

日本人と外国人の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方を踏まえ、日本人と外国人がそれぞれの個性と能力を十分に発揮して共に地域を支え合う、活力ある豊かな多文化共生社会づくりが求められている。

### (2) 外国人に関する人権教育の推進について

国籍や民族などの違いに関わらず誰もが基本的人権を享有する個人として尊重されることや、習慣や文化の異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い共に生きる多文化共生についての理解を深める教育を推進するとともに、外国人が自立や社会参画ができるよう学習支援の充実を図る。

#### 学校等における推進方策

- 外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、外国人の持つ文化や多様性を理解し、互いの基本的人権を尊重し合う態度を育成する。
- 広い視野を持ち、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする態度を育成する。
- 外国人の子供に対して、日本語学習指導をはじめ適切な支援を行う。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 諸外国の文化、伝統等を理解するとともに、広い視野を持って異文化を尊重する態度を育成する学習や交流を深める機会の充実を図る。
- 外国人が自立した生活ができるよう、学習機会の充実を図る。

## 7 HIV感染者等

### (1) 現状と課題

エイズ\*やHIVに対する周囲の人々の誤った知識や偏見等により、これらの感染症の感染者や患者、その家族等が日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害を受けるなどの人権問題が発生している。

ハンセン病\*については、我が国においてかつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきた。

新型コロナウイルス感染症\*については、感染者や医療従事者及びその家族等に対する差別的な言動、クラスター発生を公表した事業所や陽性者が発生した学校及びその関係者等に対する差別的な言動、インターネットやSNS上での差別的な言動などが発生している。

その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や普及啓発活動を行っているが、まだ十分に理解されたとはいえない。

## (2) HIV感染者等に関する人権教育の推進について

エイズやHIVについての正しい知識・理解の普及に努めるとともに、主な感染経路が性的接触であることから、性に関する指導と連携した人権教育を行う。

ハンセン病についての正しい知識の普及を図るとともに、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための教育を行う。

新型コロナウイルス感染症についての正しい知識の普及を図るとともに、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があること、感染者に対する偏見や差別は許されないことへの理解を深める教育を推進する。

### 学校等における推進方策

- 性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳科、特別活動等の特性を生かしつつ、エイズ患者やHIV感染者に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないような指導をする。
- ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進する。
- 新型コロナウイルス感染症について、感染症に対する不安から陥りやすい偏見や差別について考える機会を設けることなどにより、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないような指導をする。

### 家庭、地域社会における推進方策

- 患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、団体等との連携を図りながら、感染症についての正しい知識を普及するための学習の充実を図る。
- ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した人権教育・啓発を推進する。

## 8 犯罪被害者やその家族

### (1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負うといった直接的な被害に加え、心身の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面する。さらには犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、例えば、近隣住民など周辺の人々の言動や報道機関による過度な取材・報道により、名誉又は生活の平穏を害されるといった「二次的被害」を受ける場合がある。

県では、平成30年に「埼玉県犯罪被害者等支援条例」が施行され、「犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障」、「被害の状況等に応じた適切な支援」及び「切れ目のない支援の推進」の3本の柱を基本理念として掲げ、犯罪被害者等を支援するために必要な体制の整備を進めているが、いまだ十分とはいえない状況にある。

### (2) 犯罪被害者やその家族に関する人権教育の推進について

犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深める教育を推進する。

#### 学校等における推進方策

- 犯罪被害者やその家族は、犯罪行為などによる直接的な被害だけでなく、周囲の無理解等から生じる二次的被害を受ける場合があることを理解する。
- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるようになるためには、周囲の理解や共感、配慮、協力が大切であることについての理解を深める教育を推進する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉や平穏への配慮の重要性についての理解を深める学習の充実を図る。

## 9 アイヌの人々

### (1) 現状と課題

先住民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできた。しかし、アイヌ民族であることを理由として様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきた。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつある。

令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められた。しかし、アイヌの人々に対する理解不

足等から生じる偏見や差別は残っている。

## (2) アイヌの人々に関する人権教育の推進について

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化等についての理解不足により生じる偏見や差別をなくすため、アイヌの人々に対する正しい理解を促進する。

### 学校等における推進方策

- アイヌの歴史や伝統、文化等について正しい理解を深める教育を推進する。

### 家庭、地域社会における推進方策

- アイヌの歴史や伝統、文化等について正しい理解を深める学習の充実を図る。

## 10 インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

現代社会はインターネット社会と呼ばれ、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続できるようになり、情報の収集や発信、ネットを通じた人と人とのコミュニケーションは世代を超えて広く定着し、子供から大人まで私たちの生活は飛躍的に便利になった。学校教育においては、国の「GIGAスクール構想<sup>\*</sup>」により、小中学校の児童生徒一人一台端末の環境が実現し、オンライン学習やICT技術を活用した一人一人の状況に応じた学習が可能となった。

その一方で、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、プライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現がSNSなどのソーシャルメディア<sup>\*</sup>上に掲載されるなど、社会的な問題となっている。

また、子供や青少年がソーシャルメディアを利用することによって、性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭うケースが増加している。さらに、同和問題や外国人、LGBTQなどに関する差別的な書き込みなどは深刻な問題となっている。情報通信技術は日々急速に進歩しており、その進展に伴い新たな人権侵害の事象の発生も予想される。

インターネット利用者一人一人が、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要がある。

### (2) インターネットによる人権侵害に関する人権教育の推進について

情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けるとともに、発信された情報の背景や意図を理解できるメディアリテラシーの向上を図り、インターネットを適切に利用できるよう教育・啓発を推進する。

### 学校等における推進方策

- 発達段階に応じて情報モラル教育\*の充実を図り、情報に関する自他の権利を尊重し、情報手段を適切に活用していくための判断力や心構えを身に付けさせる。
- 情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解するとともに、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせる。

### 家庭、地域社会における推進方策

- 情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取ることの大切さ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会の充実を図る。
- 情報モラル教育や情報セキュリティの重要性、有害情報から子供たちを守るフィルタリング、子供がインターネットを利用する際の危険性等について学ぶ機会の充実を図る。

## 11 北朝鮮当局による拉致問題

### (1) 現状と課題

平成14年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現した。

その後、日朝間の協議は断続的に行われ、平成20年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束したものの、その後実行されないままとなっている。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者等、多数の方々の存否がいまだに確認されていない。

### (2) 北朝鮮当局による拉致問題に関する人権教育の推進について

拉致問題についての関心と認識を深める教育を推進する。

### 学校等における推進方策

- 子供の発達段階や学校等、家庭、地域社会の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉えさせる取組を推進する。
- 人権教育の視点に立ち、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据えた取組を行う。
- 文部科学省選定作品「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」をはじめとする映像作品の活用を促進し、拉致問題についての関心を深める。その際、児童生徒が卒業するまでに一度はアニメ「めぐみ」を使った学習を受けられるよう指導計画に位置付けるようにするとともに、感じたことを文章にまとめたり、話し合ったりするなど、振り返る場面を設けるようにする。

- 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないことをおさえて指導する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 拉致問題についての正しい知識の普及を図り、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。

## 12 災害時における人権への配慮

### (1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人暮らしを一変し、理不尽な苦しみをもたらした。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起こった。

また、避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障害のある人、子供、外国人などのいわゆる「要配慮者\*」や女性などへの避難生活における配慮が課題になった。

その後も日本各地で地震や豪雨などの災害が発生しており、中でも令和元年東日本台風（台風19号）は、本県にも甚大な被害をもたらした。

災害時においても、全ての人の人権が適切に守られるよう、人権への配慮について関心と認識を深めることが必要である。

### (2) 災害時における人権への配慮に関する人権教育の推進について

災害時における人権問題に対する関心と認識を深める教育を推進する。

#### 学校等における推進方策

- 災害時において、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう正しい知識をもつとともに、被災者の人権を尊重し、思いやりをもって行動できるような態度を育成する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援することの大切さについて理解を深める学習の充実を図る。

## 13 性的指向・性自認

### (1) 現状と課題

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示すLGBTQという言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして少しずつ認識され始めている。

本県が令和2年に実施した「多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査（LGBTQ実態調査）」の結果では、性的マイノリティ\*の割合は3.3%で約30人に1人であった。つまり、誰もが学校や職場、友人や知人との付き合いの中で、性的マイノリティと接している可能性があると言える。しかし、当事者は偏見や差別を恐れて「言えない」状況に置かれているため、依然として「身近に性的マイノリティはいない」と思われていることが多いのが現状である。

性のあり方（セクシュアリティ）については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、家族に理解してもらえなかったり、インターネットや学校・職場などで性的マイノリティに対する差別的な言動を見聞きしたりするなど、周囲に十分に理解されず、差別的な言葉や雰囲気、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に苦しみを感じている人々や、生活の様々な場面において、困難な状況に直面している人々がいる。

また最近では、性のあり方に関する要素のうち、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとったSOGI\*という言葉が、LGBTQも含めた全ての人の性のあり方を対象とする表現として用いられている。

性的指向や性自認に関わる偏見や差別を生じさせないように、当事者の存在や困難な状況などについて正しい理解を深めるとともに、地域や学校等それぞれの場において性の多様性の理解を進め、様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できる環境づくりが必要である。

### (2) 性的指向・性自認に関する人権教育の推進について

性的指向や性自認は一人一人異なり、それは尊重すべきものであることへの正しい理解を深める教育を推進するとともに、性的指向や性自認に関して困難な状況に直面する人々に対する相談・支援の充実を図る。

#### 学校等における推進方策

- 性の多様性を前提とした言動を心がけるとともに、性的マイノリティの存在を否定するような心無い言動は絶対にさせない環境づくりを進める。
- 子供の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身につけ、理解を深める教育を推進する。
- 性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を充実する。
- 日頃から子供が相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える子供に寄り添った相談支援の充実を図る。



- 性的マイノリティの子供については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、子供の心情等に配慮した対応を推進する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 一人一人が性的マイノリティの良き理解者・支援者となるように、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図る。
- 性的マイノリティの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進する。

## 14 様々な人権問題

これまで述べてきた13項目の人権課題のほか、次のような人権問題に対応していく。

### ◇ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する、地域社会からの偏見や就労などの問題がある。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進する。

### ◇ ホームレスの人権

ホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの人権問題が生じている。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進する。

### ◇ ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題となっている。そのため、様々なハラスメント防止のための啓発活動を推進する。

### ◇ ケアラー・ヤングケアラー\*

ケアラーは、家族等の身近な人のケアに自身の生活を費やすことで、心身の健康を損ない、精神的に追いつめられ、社会的に孤立してしまう場合がある。中でも、ヤングケアラーは、ケアを担うことで、自分の学習、心身の健康、生活への影響を受け、そのことで将来の選択が大きく変わってくることもある。そこで、ケアラー・ヤングケアラーの存在や支援の必要性について理解を深める教育を推進するとともに、ケアラー・ヤングケアラーが孤立することなく、適切な支援を受けることができるよう関係機関が連携した相談・支援体制づくりを推進する。

◇ 依存症に関する人権問題

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症について、病気としての正しい理解が進まないことにより、社会の依存症への誤解や偏見が治療や回復の妨げとなっている。そのため、依存症に関する正しい理解を深める教育を推進する。

◇ ひきこもりに関する人権問題

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回復させることは難しくなる。そのため、ひきこもりに関する正しい理解を深める教育を推進する。

◇ その他

非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引等について、正しい理解を深める教育を推進する。

## VI 資料

### 1 埼玉県人権施策推進指針（令和4年3月）抜粋

#### (1) 学校等における人権教育

##### 【現状と課題】

学校では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したりクラスで話し合ったりするなど発達段階に応じた取組を行い、自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図ってきました。

しかし、偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題は引き続き発生しているほか、児童虐待の報告件数の増加や感染症に関し、新たな偏見や差別が見られており、適切な対応が求められています。

##### 【施策の展開方向】

子供の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて一人一人を大切にすることを推進し、人権の意義・内容や「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に対する理解を深め、基本的人権を尊重し様々な人権問題を主体的に解決しようとする幼児・児童生徒の育成を目指します。

#### ① 教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間等で、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、児童生徒の人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

家庭や地域社会と連携し、ボランティア活動、自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、児童生徒の豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校及び高等学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

#### ② 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行うとともに、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムの活用等、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法等の工夫・改善を図ります。

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

#### ③ 教育相談体制の充実

生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の整備・充実に努めます。

## (2) 家庭、地域社会における人権教育

### 【現状と課題】

これまで、人権教育の指導者の養成を行うとともに、公民館等の社会教育施設等を中心とした学級・講座の開設や交流活動など人権に関する多様な学習機会の提供により、地域の人々の人権意識の向上を図ってきました。

しかし、核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の間人関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化や、家庭・地域の教育力の低下が指摘され、育児や介護に悩みを抱える家庭の孤立、児童虐待、配偶者等へのDV、感染症に関する偏見や差別などの問題が顕在化しています。

様々な学習機会を通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めることはもちろんのこと、住民相互のつながり意識の醸成や住民同士の絆の強化が図れるような学習の場の提供や機会の充実に努められています。

### 【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

#### ① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

#### ② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施したりするなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実に努めます。

#### ③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結びつくよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

#### ④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うには、地域社会において人権教育を先頭に立って実施していく指導者の養成と充実に努めることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。

## 2 用語解説

No	用語項目 (50 音順)	解説
1	エイズ(AIDS)	後天性免疫不全症候群 (Acquired Immune Deficiency Syndrome)。H I V (ヒト免疫不全ウイルス) に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる23の疾患 (カポジ肉腫、ニューモシスチス (カリニ) 肺炎等) を発症している点でH I V感染とは異なる。
2	H I V感染者	ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。
3	LGBTQ	レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング (自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、又は決めない人) など性的少数者を表す総称の一つ。
4	学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程 (カリキュラム) を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和33年以降、ほぼ10年ごとに改訂されている。
5	G I G Aスクール構想	G I G AはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現させる構想。
6	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。
7	義務教育学校	小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校。
8	ケアラー ヤングケアラー	高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーという。
9	子育ての目安「3つのめばえ」	小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から、本県が独自に取りまとめたもの。
10	埼玉県教育振興基本計画	埼玉県5か年計画や埼玉教育の振興に関する大綱、国の教育振興基本計画を踏まえながら、中長期的な視点に立って、5年間に取り組む本県教育の目標と施策の体系を示した計画。

No	用語項目 (50 音順)	解説
11	埼玉県版人権学習に係る質問紙	子供たちの人権感覚の育成状況を図る質問紙。「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成20年3月)で示された人権教育を通して育てたい資質・能力である知識、価値、技能を評価の3観点とし、それぞれ9つの「人権感覚育成のための視点」を規準にした質問項目を設定している。観点や視点ごとに集計し、推移をグラフ化するなどすることで、人権感覚の育成状況を客観的に把握する資料となる。
12	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成21年度に県独自の道徳教育教材資料集として作成したもの。全5種類で小学校版3種(低・中・高学年)、中学校版、高等学校版がある。家庭と学校が同じ視点に立ち、子供たちの豊かな心を育むために作成された、家庭用「彩の国の道徳」もある。
13	参加体験型学習	参加者が体験的な活動を組み入れた学習に主体的に取り組めるよう工夫された学習。座学中心、知識中心の学習ではなく、参加者が体験したり、他の人と関わったりしながら楽しく学習することにより、参加者の人権に対する意識の変容を目指す。手法例としては、シミュレーションのような疑似体験、ロールプレイのような役割演技のようなものやブレーストーミングのような討議でアイデアを出し合うものがある。
14	情報モラル教育	情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することである。 情報モラル教育とは、情報モラルを身に付けさせる教育。
15	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	「COVID-19」という病気を引き起こす病原体の名称は「SARS-CoV-2」であるが、日本ではもっぱら病気の名前は「新型コロナウイルス感染症」、病原体の名称は「新型コロナウイルス」と呼ばれている。2019年12月に中国武漢市で発見され、全世界に感染拡大した。2022年1月までに世界で感染が確認された人は3億4千万人、死亡者558万人であり、以前のSARSやMERSとは伝播性と病原性において明らかに異なるウイルスであるといえる。
16	人権感覚	人権の価値やその重要性に鑑み、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚。
17	人権感覚育成プログラム	人権感覚を育むための参加体験型学習を組み入れた人権教育の学習プログラム。埼玉県教育委員会では、平成20年3月に「学校教育編」、平成21年3月に「社会教育編」、平成25年3月に「増補版(学校教育編)」、平成31年3月に「学校教育編(第2集)」を発刊した。

No	用語項目 (50音順)	解説
18	スクールソーシャルワーカー	いじめ、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働き掛けや、関係機関等との連携・調整を行う専門職。
19	性自認	自己の性をどのように認識しているのかを示す概念。ジェンダー・アイデンティティ (性同一性) ともいう。多くの人は、性自認と生物学的な性別や法的な性別が一致している。しかし、生物学的な性別や法的な性別に違和感をもつ人は、そのために心理的・社会的困難に直面しやすく、身体の手術を通じて性別の適合を望んだり法的な性別を変更することもある。
20	性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛 (ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛 (ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛 (バイセクシュアル) を指す。
21	性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。
22	ソーシャルネットワークワーキングサービス (SNS)	個人間の交流を支援するサービス (サイト)。参加者は共通の興味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる。例えば、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する。
23	ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワークワーキングサービス (SNS)、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。
24	SOGI	性のあり方に関する要素のうち、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった略称。性表現 (Gender Expression) を加えて「SOGIE」ということもある。
25	中等教育学校	一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う学校。
26	ハンセン病	らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。
27	フィールドワーク	学習者が、課題に関するテーマをもって地域に出かけ、五感を働かせ、見たり、聞いたり、触れたり、調べたりといった活動を展開すること。
28	要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活等に特に配慮が必要な人々。
29	ロールプレイ	学習の内容に応じた場面を設定し、学習者が役割 (話し手・聞き手・観察者等) を分担して演技することにより、様々な立場の人の意見や考えを理解し、多様な視点を育てることができる手法。

---

## 埼玉県人権教育実施方針（第2次改定）

---

発行年月 令和4年3月

発行 埼玉県教育委員会

連絡先 教育局市町村支援部人権教育課

さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-6895